

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金のご案内

給付対象世帯:以下のいずれかに該当する世帯

- ①基準日(令和3年12月10日)において世帯全員の令和3年度住民税均等割が非課税の世帯。ただし、世帯全員が、住民税を課税されている他の親族等の扶養を受けている場合は対象外。
- ②令和3年1月以降に**新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し**「住民税非課税相当」の収入となった世帯。

支給額:1世帯あたり10万円

支給時期:市が支給要件確認書または申請書を受理した日から4週間程度

手続方法:対象世帯により異なりますので、下記①及び②をご確認ください。

①基準日(令和3年12月10日)において世帯全員の令和3年度住民税均等割が非課税の世帯

【世帯全員が、令和3年1月1日以前からあま市にお住まいの場合】

手続方法:**2月2日付で送付した支給要件確認書**を社会福祉課にご返送ください。

【世帯の中に、令和3年1月2日以降に転入した方がいる場合】

手続方法:申請書及び添付書類を、下記申請書配布場所に直接または郵送でご提出ください。

申請書配布場所:社会福祉課(甚目寺庁舎)、七宝・美和市民サービスセンター

添付書類:本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等の写し)

令和3年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する非課税証明書

振込先口座の番号や名義人がわかるもの(預金通帳、キャッシュカード等の写し)

申請期限:令和4年9月30日(金)

②令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、「住民税非課税相当」の収入となった世帯

住民税非課税相当とは、**世帯員全員の各年収見込額**(令和3年1月以降の任意の1か月収入×12月)が**住民税均等割非課税水準以下であることを指します。**

(一例)住民税非課税となる年間給与収入の目安(あま市の場合)

単身の場合:93万円以下 障がい者・未成年・寡婦・ひとり親の場合:204万円以下

手続方法:申請書及び添付書類を、下記申請書配布場所に直接または郵送でご提出ください。

申請書配布場所:社会福祉課(甚目寺庁舎)、七宝・美和市民サービスセンター

添付書類:本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等の写し)

世帯の状況を確認できる書類の写し(戸籍謄本、住民票等の写し)

簡易的な収入(所得)見込額の申立書(申立を行う収入に係る給与明細書、年金振込通知等の収入がわかる書類、事業収入不動産収入に係る経費の金額が分かる書類)

振込先口座の番号や名義人がわかるもの(預金通帳、キャッシュカード等の写し)

「令和3年度中の収入見込額」または「任意の1か月の収入」の状況を確認できる書類の写し(「令和3年度中の収入の見込額」…源泉徴収票、確定申告書等、「任意の1か月の収入」…給与明細等。)

申請期限:令和4年9月30日(金)

注 意:新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。

上記①または②のいずれかの給付を受けた世帯に属する方を含む世帯は、①または②の区分に関わらず再度支給を受けることはできません。

問合せ先:社会福祉課 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター

☎0120・113・201
202